受けたものとみなされた特定装置に限る。）の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版又は第零号第三改訂版に基づき行う認定によるものとする。

（特別な表示）

第六条　法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示（法第七十五条の二第一項の規定による指定を受けたものであることを示すものに限る。）は、協定に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版又は第零号第三改訂版に適合するものとして認定された特定共通構造部以外のものにあっては第三号様式に定める表示とし、当該特定共通構造部にあっては第三号様式の二に定める表示とする。

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第六条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～百二十五　（略）	（略）
百二十六　保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百二十六の二　保安基準第四十四条の二に定める基準に係る試験	十二万五千円
百二十七～百三十二　（略）	（略）
備考　（略）	

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～八十九の二　（略）	（略）
九十　保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	十二万五千円
九十の二　保安基準第四十四条の二に定める基準に係る試験	十二万五千円
九十一～九十三　（略）	（略）
備考　（略）	

改正前

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～百二十五　（略）	（略）
百二十六　保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百二十七～百三十二　（略）	（略）
備考　（略）	

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～八十九の二　（略）	（略）
九十　保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	十二万五千円
九十一～九十三　（略）	（略）
備考　（略）	